

新井薬師前駅北側街区まちづくり検討会運営方針(案)

(名称)

第1条 本会は、新井薬師前駅北側街区まちづくり検討会（以下、「本検討会」と言う。）と称する。

(目的)

第2条 本検討会は、連続立体交差事業をきっかけとする新井薬師前駅北側街区の魅力づくりや、課題に対応するため、区と地域の協働により、まちづくりの検討を行うことを目的とする

(活動内容)

第3条 本検討会は、第2条の目的を達成するため、検討会を開催し以下の活動を行う。

- (1) 検討区域（別添参考図）に関するまちづくりの方針を検討する。
- (2) (1)の検討内容に関する地域住民の意向等を把握し検討に反映する。
- (3) その他、上記の活動を達成するために必要な活動を行う。

(構成)

第4条 本検討会は、次の委員をもって構成する。

(1) 委員

1) 推薦委員

本地区に係る町会、商店街等の団体から推薦された者。

2) 公募委員

検討区域内の住民、事業されている方、土地所有者、建物所有者で、公募により選ばれた者。

3) 定員

検討会の委員は概ね15名程度とする。

(2) 事務局

本検討会の事務局は中野区とする。運営に必要な事務局業務（検討会の日程調整、招集、開催案内、準備資料作成及び説明、記録の作成、他）は事務局（又は事務局が業務を委託した者）が行う。

(運営)

第5条 本検討会の運営方法は次のとおりとする。

(1) 検討会の招集

事務局が検討会を招集する。

(2) 検討会の議事内容の開示

1) 傍聴

検討区域内の利害関係者は傍聴することができる。

2) 会議録

検討会の議事内容を記した会議録等は事務局にて閲覧することができるよう配慮する。

(3) 情報提供

本検討会は、必要に応じて検討区域に関する住民、事業されている方、土地所有者、建物所有者に対し、情報提供を行う。

(事務局の所在地)

第6条 本検討会の事務局は、中野区まちづくり推進部まちづくり事業課に設置する。

(その他)

第7条 この運営方針の解釈に疑義が生じた場合は、本検討会関係者相互の信義誠実の原則に基づく協力により解決を図ることを原則とする。

附則 1. この運営方針は、初回の検討会が開催され、運営方針の承認がなされた日から施行する。

<参考図>

